



第21条：民主政治を求める権利

「1. すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自國の政治に参与する権利を有する。」

「2. すべての人は、自國において等しく公務につく権利を有する。」

「3. 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。」

- ・ ジンバブエでは、平和的集会に参加したという理由で、何百もの人権擁護者、主要な野党「民主改革運動（MDC）」のメンバーが逮捕されました。
- ・ パキスタンでは、ムシャラフ大統領の命令により民主制、法による統治、独立した司法制度を要求する何千人の弁護士、法律家、ジャーナリスト、人権擁護者、政治活動家が逮捕されました。
- ・ キューバには、2007年の末の時点で、非暴力の政治的主張や政治活動によって投獄中の政治犯が62人います。